

地域包括支援センターだより 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力を欠く状況にある方または不十分な方に、成年後見人などを選ぶことで、本人の権利や利益を保護したり、支援したりする制度です。

例えば：

○不動産や預貯金などの財産の管理：認知症で1人暮らしの親がお金の管理をできなくなった。

○福祉サービスの利用などに関する契約：障害のある息子の将来が心配

○本人にとって不利益な契約等の解消：精神障害があり訪問販売にだまされたくない心配

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

▼法定後見制度：既に判断能力が不十分な方のためのもので、家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わっ

て契約や財産管理などの法律行為を行う成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を家庭裁判所が選任します。

《対象となる方の例》

○後見：常に判断能力を欠いており、日常の買物も1人では難しい方

○保佐：判断能力が著しく不十分で、買物は1人でできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい方

○補助：判断能力が不十分で、重要な財産管理などを1人ですることが不安な方

▼任意後見制度：将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ本人が決めた方と公正証書で後見の契約をしておくものです。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人等が選任され、あらかじめ決めた方による任意後見の仕事が始まります。

法定後見の開始手続き

個々のケースで異なりますが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、およそ4カ月以内です。

《申立てができる人》

本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市（町村）長等です。市（町村）長には、身寄りのない方や、親族があっても音信不通の状況等にある方に、法定後見開始の審判の申立てができるものとされています。

必要な費用

○家庭裁判所への申立費用：提出書類の印紙・切手など1万円程度。他に鑑定が必要な場合は3～10万円程度
○後見人等の報酬：職務内容と本人の資産内容に応じて、家庭裁判所が決定

認知症サポート医による 認知症相談

- ▼日時 3月1日(水) 午後1時30分～4時 ※予約制
- ▼場所 城崎健康福祉センター
- ▼内容 認知症や介護の相談など
- ▼認知症サポート医 医師 中治隆宏さん
- ▼申込み 2月22日(水)午後5時まで、氏名、住所、電話番号を電話またはファクス《申込み・問合せ》 高年介護課 ☎29-0055 FAX29-3144

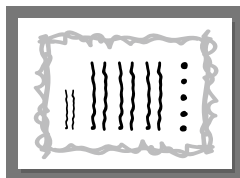


《問合せ》

相談窓口	電話
豊岡地域包括支援センター	24-2409
城崎・竹野地域包括支援センター	32-4599
城崎・竹野地域包括支援センター(竹野分室)	47-1425
日高地域包括支援センター	42-0158
出石・但東地域包括支援センター	52-7015
出石・但東地域包括支援センター(但東分室)	54-0151

豊岡市公益功労者を決定しました

市では、産業、教育、文化、体育、社会福祉等の分野で公益に貢献された方、公益のため多額の私財を寄付された方等に対し、功労者表彰を行っています。



平成28年度の公益功労者は次のとおりです。

氏名	F様 ※ご本人の申し出により、氏名・住所の公表を控えさせていただいております。
功績	私財寄付

《問合せ》秘書広報課 ☎23-1114

国民年金のお知らせ

会社等に就職する方

退職する方の届け出

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。

就職や退職などに伴い必要な届け出を忘れると、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合がありますので、必ず届け出てください。

を確認しましょう。

年金手帳を紛失した方は、豊岡年金事務所、市民課、または各振興局市民福祉課に相談してください。

退職など下表の場合は届出が必要

届出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

学生納付特例・納付猶予を受けていた方へ

保険料の学生納付特例や納付猶予を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

これらの期間は、10年以内であれば後から納付すること（追納）ができます。就職し、生活にゆとりができたなら、将来受け取る年金額を増やすためにも追納をお勧めします。

ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乗せされます。

■学生から社会人になる方（就職する20歳以上の方）
会社や官公庁などに就職すると、国民年金の種別が第1号被保険者から第2号被保険者になります。手続きは勤務先が行いますので、必ず年金手帳を提出してください。

年金手帳の基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。

今年春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう年金手帳

保険料免除・猶予制度

所得が少ない、失業中であるなど保険料を納めることが

《退職などに伴う届け出》
詳しくは、豊岡年金事務所にお問い合わせください。

届け出が必要なとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき(20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	・印鑑 ・年金手帳 ・資格喪失証明書等(被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき(または65歳に到達した)	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	
厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき		

経済的に困難な場合に、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。いずれも本人の申請が必要です。「免除」は、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定以下の場合に、保険料の全部または一部が免除されます。また、50歳未満の方は「納付猶予」制度があり、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

保険料免除・猶予申請は、申請時の2年前までさかのぼることができません。窓口は市役所市民課と各振興局市民福祉課です。失業に伴う申請には「雇用保険受給資格者証」等の添付書類が必要になりますので、事前に問い合わせてください。

保険料に未納期間があると不慮の事故や病気等による「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受給できない場合があります。保険料納付が困難なときは、未納のままにせず、保険料免除・猶予制度を利用しましょう。



豊岡年金事務所からののお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の身分証明を準備してください。

●2月11日(土)

午前9時30分～午後4時

●2月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)

午前8時30分～午後7時

●年金相談予約申込み

・ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

・050で始まる電話の方

☎03167001165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

<http://www.nenkin.go.jp/>

《問合せ》豊岡年金事務所

☎2210948

市民課 ☎2119015 または各振興局市民福祉課